

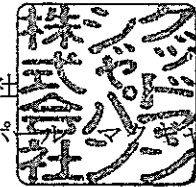
改善状況報告書

平成 23 年 11 月 9 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

グッドマンジャパン株式会社
代表取締役社長兼 CEO ポーリー



平成 23 年 4 月 26 日付で提出いたしました改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項に基づき、当社は改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

1. 改善報告書の提出経緯

(1) 改善報告書を提出することとなった当社の行為の内容

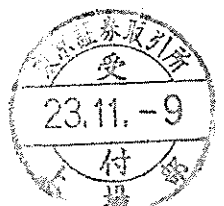
平成 23 年 4 月 12 日付にて貴社より改善のご指摘を戴いた事項は以下のとおりです。

平成 22 年 10 月 18 日から 12 月 1 日の間に当社の支配株主であるマッコーリー・グッドマン・ジャパン・ピーティーイー エルティーディー（以下「MGJ」といいます。）によって行われた公開買付（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、後記のような状況で想定されるような、MGJ が完全子会社化手続を実施せず上場廃止とならない可能性について、当社が平成 22 年 10 月 15 日の開示の中で完全に説明しておらず、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議し開示したことは、少数株主の利益保護の観点から配慮を欠くものであり、支配株主が当社に対して行う本公開買付けに関し投資判断上重要と認められる情報について、必要かつ十分な適時開示を行っていなかったと認められる。

完全子会社化手続の中止については平成 23 年 4 月 12 日付にて、MGJ により当社に通知がありましたが、決定理由は訴訟等の法的リスクが、MGJ にとって認容可能なレベルであるとの判断に至らなかったためです。この決定は、本公開買付けに応募された株券等の数、対象者および一定の対象者の少数株主の皆様との間の協議の結果等に鑑み、訴訟等（例えば、対象者の少数株主の皆様による、株主総会決議の効力を争う訴えの提起および裁判所に対する当社による全部取得条項付株式の取得の価格の決定の申立てなどを含みますが、これに限られません。）を提起されるなどの法的リスクが MGJ にとって認容可能なレベルにあるとの判断に至らなかったことによるものです。

当社としましてはそれまでのミーティングにおける MGJ の意向をもとに、上記リスクに拘わらず、本件完全子会社化手続は完全実施されるものと確信しておりました。

詳しい経緯については、平成 23 年 4 月 26 日付で提出いたしました「改善報告書」をご覧ください。



(2) 問題点

本公開買付け発表の開示内容が少数株主の利益を保護する観点から十分な記載となっていなかったと指摘を受けるに至ったことは誠に遺憾です。その原因については、以下のとおりと考えています。当社はMG J から提案を受けた当初から完全子会社化が望ましく、完全子会社化の一環としての公開買付けという認識でおりました。それに対し、MG J サイドは当初は完全子会社化まで意識していなかったようですが、当社からの要請もあり、途中で完全子会社化に舵を切ったように思えました。それは、平成 22 年 9 月 8 日のキックオフミーティングのMG J サイドの発言に端的に表れていたと理解しております。また、当社としては、ドキュメンテーション作業も確実な完全子会社化を前提としたものであったと認識しております。しかしながら、平成 22 年 9 月 8 日のミーティングについては、「完全子会社化」という合意事項につき書面で双方の意思決定者の確認が行われないうまま、当社として平成 22 年 9 月 8 日以降同年 10 月 15 日に開示するまでの間に確実な完全子会社化というのは既定路線であるという解釈のもと、本公開買付けの発表に至りました。結果からすれば買付株数によっては完全子会社化しない選択肢がMG J においてあり得たこととなります。この点に関し、本公開買付け発表においては、二段階買収の実施に関し、「本公開買付け後の公開買付者の当社株式の所有状況、公開買付者以外の当社の株主の皆様は、本公開買付け後の公開買付者の当社株式の所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります」という記載があり、完全子会社化が実施されない可能性について説明がなされています。しかし、どのような場合にそのような決定がなされるかについて、より具体的な要件を定める必要性についての認識が十分ではなかったため、当該要件を本公開買付け発表に記載することができず、今回のご指摘を受けるに至ったものと認識しております。

2. 改善措置

平成 23 年 4 月 26 日付で提出いたしました「改善報告書」には下記の改善策が記載されております。

(1) 情報管理委員会の設置

下記の役割をもつ情報管理委員会を設置します。

(i) 情報管理委員会は支配株主との重要な取引について、少数株主の利益を保護する観点から重要な確認事項について予め確認します。

(ii) 情報管理委員会は支配株主との重要な合意事項については常に文書での確認をとり、情報の正確性を確保します。

(iii) 情報管理委員会は支配株主との取引に関する開示事項については、議事録に基づき重要な情報がすべて含まれているかどうかチェックし、開示内容が十分かどうかを確認します。

情報管理委員会は精査した資料や決定した理由について、すべて議事録に記録し、保管します。情報管理委員会のメンバーとしては以下の者を予定しております。

- ・ 当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー
- ・ 当社ジェネラル・カウンセラー

(2) 適時開示制度に関する認識の向上

情報管理委員会や適時開示に関係する部署が適切なチェックを行えるように、外部アドバイザーを招いて開示に関する勉強会を行い、研鑽を積みみます。

(3) 支配株主との取引に関する社内ルールの公式化

現存する利益相反に関する規定・慣習を「支配株主及びその他利害関係人取引規程」を制定することにより公式化します。

(4) 外部アドバイザーの活用

情報管理委員会及び適時開示の作成にかかわる者は、チェックの過程で、それぞれ適宜外部アドバイザーを活用します。

3. 実施・運用状況

平成 23 年 11 月 9 日時点における改善措置の実施・運用状況については以下のとおりです。

(1) 情報管理委員会の設置及び活動について

平成 23 年 4 月 28 日開催の当社取締役会におきまして、「情報管理委員会」が設置され、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサー及び当社のジェネラル・カウンセラーの 2 名がメンバーとして任命されました。

これまでに、情報管理委員会は以下の日付で開催され、協議内容の概略は以下のとおりです。

開催日	協議・確認内容の概略
平成 23 年 6 月 30 日	支配株主の関連会社からの出向社員の人件費等費用負担について支払根拠及び支払金額は適正であり、少数株主の利益を損なうものではない。
平成 23 年 7 月 22 日	支配株主の関連会社とのライセンス契約の締結についてグッドマングループの組織力、社会的評価及びノウハウを当社ビジネスに反映させるために商号変更が有用であり、そのためには必要な契約である。ライセンス料は当社の業績に影響を与えるものではなく、合理的である。少数株主の利益を損なうものではない。

	い。商号変更の開示文案は必要事項が網羅されている。
平成 23 年 8 月 16 日	支配株主の関連会社との共同プロジェクトへの参加について 当社の戦略上必要なプロジェクトであり、提案書の諸条件は妥当 である。フィーも市場の合理的水準の範囲内である。少数株主の 利益を損なうものではない。
平成 23 年 9 月 28 日	支配株主に関係する非常勤取締役への支払について 支払根拠は適正である。支払金額は市場水準であり、妥当である。 少数株主の利益を損なうものではない。

(2) 適時開示制度に関する認識の向上

当社は、情報管理委員会や適時開示に関係する部署が適切なチェックを行えるように、本年 7 月より 9 月まで、月 1 回、外部アドバイザーとして、野村インベスターズ・リレーションズ株式会社及びグローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社をお招きし、3 回のシリーズで適時開示に関する勉強会を行いました。詳細は以下の通りです。

第 1 回 平成 23 年 7 月 28 日

講師：野村インベスターズ・リレーションズ株式会社

テーマ：上場企業の適時開示の重要性とその体制整備について

参加者：関連部署から合計 11 名が参加。

第 2 回 平成 23 年 8 月 24 日

講師：野村インベスターズ・リレーションズ株式会社

テーマ：適時開示・ディスクロージャーポリシーについて

参加者：関連部署から合計 11 名が参加。

第 3 回 平成 23 年 9 月 29 日

講師：グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社

テーマ：ディスクロージャー制度の概要・公開買付・課徴金・罰則制度の概要

適時開示の重要性とインサイダー取引規制について

参加者：関連部署から合計 11 名が参加。

(3) 支配株主との取引に関する社内ルールの公式化

当社は平成 23 年 6 月 10 日開催の取締役会において、現行の規程や事務慣行を強化するために、新たに「支配株主及びその他利害関係人取引規程」（以下「本規程」といいます。）を制定しました。本規程では利害関係人取引とは何かを定義し、利害関係人取引を行うに際しての手続を明確化させました。また、その中でも支配株主との取引については、支配株主とのすべての取引及び金銭支払は事前に情報管理委員会に報告され、公正で偏りがなく少数株主の利益について考慮されていること、支配株主との間で適切なコミュニケーションが行われていること、すべての必要な情報が適時開示文書に盛り込まれていること等、

重要な確認事項が予め確認されるように規定し、情報管理委員会の関与・承認手続きを明確にしました。また、当社は本規程を社内に周知、徹底化させるために、社内イントラネットに掲載するとともに、全社員を対象として本規程の勉強会を下記の日程で実施しました。

平成 23 年 7 月 19 日、7 月 28 日、8 月 2 日及び 8 月 4 日

講師：当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー

4 回合計で参加者総数：当社及び子会社役職員 48 名

なお、数名の欠席者に対してはその後フォローアップを行っています。

(4) 外部アドバイザーの活用

現在までのところ、「支配株主との重要な取引」は発生しておりませんので、外部アドバイザーの活用が目立った動きはございませんが、必要に応じて外部の法律顧問やその他外部コンサルタントを活用してまいります。また、当社のディスクロージャーに対する方針、要件に関して、IRの専門会社に適宜に助言を求めています。

4. 改善措置の実施・運用状況への評価

当社におきましては、改善報告書の提出に至った事実を重く受け止め、当該改善報告書に基づき、改善措置について真摯に取り組んで参りました。また、今後も継続的に取り組み二度とこのようなことが起こらないように努めてまいる所存でございます。

また、当社では今後も少数株主の皆様の利益を損なうことのないように適切な情報開示を行うよう全力を尽くしてまいります。